

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 京丹後市 (都道府県: 京都府)
本事業の担当部局名 市長公室政策企画課(R6〜こども部こども未来課に移管)

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	京丹後市結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 4 年度		
対象経費支出予定額 ※(注)1	9,000,000				円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標③「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」の実現のため、取組を進めているが、婚姻件数、婚姻率、合計特殊出生率はいずれも低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある。						
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 希望者が結婚できる支援体制を整備するとともに、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て支援サービスの更なる充実、地域や社会で子育てを支える環境づくりを進める。						
	＜本個別事業の位置付け＞ 本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標③「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」の実現のために進めている取組のうち、希望者が結婚できる支援体制を整備する取組として位置付けられる。						
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	☐	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☒	自治体独自基準の場合		
	夫婦のいずれかが39歳以下(※要件緩和分は府市単費で対応)						
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	☐	各費用に係る合計が60万円	☒	自治体独自基準の場合		
	39歳以下の場合	☐	各費用に係る合計が30万円	☒	自治体独自基準の場合		
	原則60万円。ただし府外からの移住者が属する世帯の場合は120万円(※要件緩和分は府市単費で対応)						
	原則30万円。ただし府外からの移住者が属する世帯の場合は60万円(※要件緩和分は府市単費で対応)						
【対象費目】							
☒	家賃	☒	住宅購入費用	☐	リフォーム費用	☒	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 有							
【その他独自要件】							
対象となる婚姻期間は4/1～翌3/31 対象費目のうち家賃のみ、婚姻日から起算して1年間に限り継続補助可能							

2. 申請見込

①新規世帯見込

	17	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	11
	その他	6

②継続世帯見込

2	世帯
---	----

【世帯数積算根拠】

世帯数については、令和5年度申請状況を基に積算

(参考)

【令和5年度申請状況】

	実施中	
申請世帯数見込	26	世帯
～12月(実績)	7	世帯
1月～3月(見込)	19	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	11	世帯	×	600,000	円	=	6,600,000	円
(その他)	6	世帯	×	300,000	円	=	1,800,000	円
				(継続補助)			600,000	円
				合計			9,000,000	円

<積算>

下記のとおり積算

交付金対象(29歳以下): 600千円×11件=6,600千円(うち府外移住者世帯の想定は0件)
交付金対象(上記以外): 300千円×6件=1,800千円(うち府外移住者世帯の想定は0件)
交付金対象(継続): 2件600千円
交付金対象外(府外移住者向け補助上限額に係る要件緩和分): 600千円×0件、300千円×0件
交付金対象外(年齢要件に係る要件緩和分): 180千円×2件、360千円×0件
※交付金対象外分は府市独自

3. 広報の実施予定

- ・市ホームページでの広報を行う。
- ・市民窓口及び市内不動産業者でのチラシ配架を行う。
- ・市広報誌での広報を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	市の結婚新生活支援事業をきっかけとする婚姻件数		件	5 (令和8年)	0 (令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.69 (2015年～2018年)	
	婚姻件数		件	141件 (R3年)	
	婚姻率			2.8 (R3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	90	100
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	90	16.7
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	府ホームページでの広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間事業者による広報協力(チラシ配架)				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「参考指標」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。